

用語の説明

用語の説明

1 調査の概要

(1) 医療施設調査

ア 調査の目的

病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

イ 調査の対象

- ・静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- ・動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分した医療施設

ウ 調査の時期

- ・静態調査 3年ごとの10月1日
- ・動態調査 毎月(10月1日から1年間(開設・変更等のあった都度))

(2) 病院報告

ア 調査の目的

本調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査事項

在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等

ウ 調査の時期

毎月(1月から1年間)

(3) 医師・歯科医師・薬剤師調査

ア 調査の目的

本調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の時期

2年ごとの12月31日現在

(4) 衛生行政報告例

ア 調査の目的

本調査は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 報告の種類、事項

年度報、隔年報(就業医療関係者)

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患(難病)関係、狂犬病予防関係

(5) 地域保健・健康増進事業報告の調査結果について

ア 調査の目的

本調査は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 備考

平成11年度より地域保健事業報告と老人保健事業報告が統合され、地域保健・老人保健事業として実施された。平成20年度より老人保健法の改正に伴い、地域保健・健康増進事業報告として名称変更された。

ウ 調査結果

調査結果については、以下の「厚生労働省」ホームページ、または「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」から閲覧できる。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>

2 ホームページによる統計資料閲覧

(1) 厚生統計の調査結果が閲覧可能なホームページ

政府統計の総合窓口 (e-Stat) <http://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

(2) 沖縄県衛生統計年報が閲覧可能なホームページ

沖縄県保健医療介護部保健医療総務課

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/tokei/1016416/1016421/index.html>

3 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小(0.05未満)の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

※病院報告では以下の場合も含む。

「—」: 病院又は病床があるが、計上する数値がない場合

「・」: 病院又は病床がないので、計上する数値がない場合

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
一 般 診 療 所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
歯 科 診 療 所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精 神 科 病 院	精神病床のみを有する病院
一 般 病 院	精神科病院以外の病院(平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く。)

(3) 地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院(「医療法」(昭和23年法律第205号)第4条)

(4) 医育機関

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

(5) 病床の種類

精 神 病 床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感 染 症 病 床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
結 核 病 床	結核の患者を入院させるための病床
療 養 病 床	病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一 般 病 床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
介 護 療 養 病 床	療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規程によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床.令和6年3月末に廃止。

(6) 開設者の分類

大分類	小分類
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関)
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他法人

(7) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

(8) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(9) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(10) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}} \quad \text{※年間日数365日(閏年は366日)}$$

(11) 1日平均外来患者数

令和6年は366日
令和5年は365日

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

(12) 病床利用率

$$\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{(月間日数×月末病床数)の1月～12月の合計}} \times 100$$

(13) 月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(14) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床等については、次式による

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left(\begin{array}{cccc} \text{年間} & & \text{年間} & \\ \text{新入院} & + & \text{退院} & + \\ \text{患者数} & & \text{患者数} & \\ \left(\begin{array}{l} \text{同一医療機関内の} \\ \text{他の種別の病床から} \\ \text{移された患者数} \end{array} \right) & + & \left(\begin{array}{l} \text{同一医療機関内の} \\ \text{他の種別の病床へ} \\ \text{移された患者数} \end{array} \right) & \end{array} \right)}$$

(15) 従事者数

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(16) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間(残業は除く)を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間(残業は除く)}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

5 利用上の注意

本年報に収録した各統計の出典は、厚生労働省の「医療施設調査」「病院報告」「医師・歯科医師・薬剤師調査」「衛生行政報告例」であり、これらの情報を本県で分類・集計・加工したものである。

(1) 数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、以下のとおりである。

なお、人口推計については、総務省、沖縄県がそれぞれに推計しているため、一致しないことがある。

	医療施設調査、病院報告	医師・歯科医師・薬剤師調査
都道府県単位	「人口推計(令和6年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)	同左
市町村・保健所単位	「沖縄県推計人口(令和6年10月1日現在)」の総人口(出典:沖縄県統計課)	同左

(3) 平成25年4月1日に那覇市が中核市に移行したことに伴い、那覇市保健所が開設され、中央保健所が廃止された。保健所の管轄区域も変更されたため、那覇市保健所、南部保健所、中央保健所の年次推移の単純比較が難しい場合がある。

二次保健医療圏	保健所	保健所管轄市町村	
		平成24年3月31日まで	平成25年4月1日から
北部保健医療圏 (1市1町7村)	北部保健所	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
中部保健医療圏 (3市3町5村)	中部保健所	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	
南部保健医療圏 (5市5町6村)	中央保健所 ※	那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	(廃止)
	那覇市保健所 ※	—	那覇市
	南部保健所 ※	糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古保健医療圏 (1市1村)	宮古保健所	宮古島市、多良間村	
八重山保健医療圏 (1市2町)	八重山保健所	石垣市、竹富町、与那国町	

6 比率の算定に用いた人口

(1) 令和6年度

「人口推計(令和6年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	123,802	60,233	63,569
1 北海道	5,043	2,382	2,661
2 青森県	1,165	549	615
3 岩手県	1,145	553	592
4 宮城県	2,248	1,096	1,152
5 秋田県	897	424	473
6 山形県	1,011	491	520
7 福島県	1,743	861	881
8 茨城県	2,806	1,404	1,403
9 栃木県	1,885	942	942
10 群馬県	1,890	937	953
11 埼玉県	7,332	3,640	3,691
12 千葉県	6,251	3,094	3,158
13 東京都	14,178	6,960	7,218
14 神奈川県	9,225	4,576	4,649
15 新潟県	2,099	1,021	1,078
16 富山県	997	486	511
17 石川県	1,098	534	564
18 福井県	739	361	377
19 山梨県	791	389	402
20 長野県	1,987	973	1,014
21 岐阜県	1,916	930	985
22 静岡県	3,527	1,740	1,787
23 愛知県	7,460	3,717	3,742
24 三重県	1,711	837	874
25 滋賀県	1,402	693	710
26 京都府	2,520	1,203	1,317
27 大阪府	8,757	4,185	4,572
28 兵庫県	5,337	2,535	2,802
29 奈良県	1,285	604	681
30 和歌山県	880	415	465
31 鳥取県	531	254	277
32 島根県	642	311	331
33 岡山県	1,831	882	950
34 広島県	2,714	1,318	1,396
35 山口県	1,281	610	671
36 徳島県	685	328	358
37 香川県	917	444	473
38 愛媛県	1,276	606	669
39 高知県	656	311	345
40 福岡県	5,092	2,413	2,678
41 佐賀県	788	375	414
42 長崎県	1,252	591	661
43 熊本県	1,697	806	891
44 大分県	1,085	517	568
45 宮崎県	1,033	488	545
46 鹿児島県	1,532	724	807
47 沖縄県	1,466	722	744

「沖縄県推計人口(令和6年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,467,065	721,896	745,169
北部医療圏/北部保健所	100,807	50,711	50,096
中部医療圏/中部保健所	521,587	255,886	265,701
南部医療圏	737,337	360,812	376,525
那覇市保健所	310,353	150,367	159,986
南部保健所	426,984	210,445	216,539
宮古医療圏/宮古保健所	54,031	27,258	26,773
八重山医療圏/八重山保健	53,303	27,229	26,074
1 名 護 市	64,659	32,056	32,603
2 国 頭 村	4,359	2,245	2,114
3 大 宜 味 村	2,942	1,576	1,366
4 東 村	1,581	872	709
5 今 帰 仁 村	8,810	4,439	4,371
6 本 部 町	12,266	6,225	6,041
7 伊 江 村	3,893	2,015	1,878
8 伊 平 屋 村	1,105	614	491
9 伊 是 名 村	1,192	669	523
10 宜 野 湾 市	100,368	48,923	51,445
11 沖 縄 市	141,526	68,785	72,741
12 う る ま 市	127,032	63,725	63,307
13 恩 納 村	11,312	5,766	5,546
14 宜 野 座 村	6,108	3,046	3,062
15 金 武 町	10,785	5,353	5,432
16 読 谷 村	41,808	20,412	21,396
17 嘉 手 納 町	12,975	6,291	6,684
18 北 谷 町	28,584	13,490	15,094
19 北 中 城 村	18,207	8,762	9,445
20 中 城 村	22,882	11,333	11,549
21 那 覇 市	310,353	150,367	159,986
22 浦 添 市	115,586	55,679	59,907
23 糸 満 市	61,107	30,788	30,319
24 豊 見 城 市	65,009	31,460	33,549
25 南 城 市	46,061	23,127	22,934
26 西 原 町	35,271	17,787	17,484
27 与 那 原 町	19,427	9,412	10,015
28 南 風 原 町	41,325	20,208	21,117
29 渡 嘉 敷 村	655	355	300
30 座 間 味 村	859	473	386
31 粟 国 村	632	371	261
32 渡 名 喜 村	295	190	105
33 南 大 東 村	1,231	731	500
34 北 大 東 村	548	350	198
35 久 米 島 町	6,660	3,561	3,099
36 八 重 瀬 町	32,318	15,953	16,365
37 宮 古 島 市	53,022	26,700	26,322
38 多 良 間 村	1,009	558	451
39 石 垣 市	47,765	24,221	23,544
40 竹 富 町	3,879	2,035	1,844
41 与 那 国 町	1,659	973	686

6 比率の算定に用いた人口

(1) 令和5年度

「人口推計(令和5年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	124,352	60,492	63,859
1 北海道	5,092	2,405	2,688
2 青森県	1,184	559	626
3 岩手県	1,163	562	602
4 宮城県	2,264	1,105	1,160
5 秋田県	914	432	482
6 山形県	1,026	498	528
7 福島県	1,767	873	894
8 茨城県	2,825	1,412	1,412
9 栃木県	1,897	948	950
10 群馬県	1,902	942	960
11 埼玉県	7,331	3,640	3,691
12 千葉県	6,257	3,099	3,158
13 東京都	14,086	6,914	7,172
14 神奈川県	9,229	4,578	4,651
15 新潟県	2,126	1,034	1,092
16 富山県	1,007	490	516
17 石川県	1,109	539	570
18 福井県	744	364	380
19 山梨県	796	391	404
20 長野県	2,004	981	1,023
21 岐阜県	1,931	938	993
22 静岡県	3,555	1,754	1,801
23 愛知県	7,477	3,726	3,751
24 三重県	1,727	844	882
25 滋賀県	1,407	695	712
26 京都府	2,535	1,210	1,325
27 大阪府	8,763	4,191	4,572
28 兵庫県	5,370	2,551	2,819
29 奈良県	1,296	609	686
30 和歌山県	892	420	471
31 鳥取県	537	257	280
32 島根県	650	314	335
33 岡山県	1,847	889	958
34 広島県	2,738	1,329	1,409
35 山口県	1,298	618	680
36 徳島県	695	332	363
37 香川県	926	448	478
38 愛媛県	1,291	613	678
39 高知県	666	316	351
40 福岡県	5,103	2,418	2,685
41 佐賀県	795	377	417
42 長崎県	1,267	598	670
43 熊本県	1,709	811	898
44 大分県	1,096	522	575
45 宮崎県	1,042	492	550
46 鹿児島県	1,549	732	817
47 沖縄県	1,468	723	745

「沖縄県推計人口(令和5年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,468,375	722,730	745,645
北部医療圏/北部保健所	100,975	50,786	50,189
中部医療圏/中部保健所	520,821	255,764	265,057
南部医療圏	738,837	361,575	377,262
那覇市保健所	312,433	151,393	161,040
南部保健所	426,404	210,182	216,222
宮古医療圏/宮古保健所	54,097	27,257	26,840
八重山医療圏/八重山保健	53,645	27,348	26,297
1 名 護 市	64,457	31,997	32,460
2 国 頭 村	4,408	2,255	2,153
3 大 宜 味 村	3,013	1,597	1,416
4 東 村	1,601	881	720
5 今 婦 仁 村	8,880	4,475	4,405
6 本 部 町	12,319	6,250	6,069
7 伊 江 村	3,948	2,033	1,915
8 伊 平 屋 村	1,106	611	495
9 伊 是 名 村	1,243	687	556
10 宜 野 湾 市	100,032	48,770	51,262
11 沖 縄 市	141,933	68,978	72,955
12 う る ま 市	126,607	63,530	63,077
13 恩 納 村	11,277	5,774	5,503
14 宜 野 座 村	5,999	3,007	2,992
15 金 武 町	10,808	5,359	5,449
16 読 谷 村	41,656	20,388	21,268
17 嘉 手 納 町	13,124	6,351	6,773
18 北 谷 町	28,380	13,492	14,888
19 北 中 城 村	18,185	8,782	9,403
20 中 城 村	22,820	11,333	11,487
21 那 覇 市	312,433	151,393	161,040
22 浦 添 市	115,666	55,779	59,887
23 糸 満 市	61,257	30,819	30,438
24 豊 見 城 市	65,163	31,588	33,575
25 南 城 市	45,608	22,906	22,702
26 西 原 町	35,171	17,726	17,445
27 与 那 原 町	19,608	9,503	10,105
28 南 風 原 町	40,844	19,969	20,875
29 渡 嘉 敷 村	662	351	311
30 座 間 味 村	851	465	386
31 粟 国 村	646	376	270
32 渡 名 喜 村	302	189	113
33 南 大 東 村	1,231	729	502
34 北 大 東 村	555	352	203
35 久 米 島 町	6,820	3,650	3,170
36 八 重 瀬 町	32,020	15,780	16,240
37 宮 古 島 市	53,056	26,686	26,370
38 多 良 間 村	1,041	571	470
39 石 垣 市	48,047	24,383	23,664
40 竹 富 町	3,932	2,021	1,911
41 与 那 国 町	1,666	944	722